

令和8年3月18日

舟形町議会  
議長 齋藤好彦 殿

議会改革特別委員会  
委員長 石山和春

### 議会改革特別委員会報告書

本委員会は、議会改革等に関し特に調査が必要なものとして、議員定数と報酬について調査・審議を行い、その結果として以下のとおり報告いたします。

#### 記

##### 1. 調査・審議結果

議員定数は「現状維持」と報酬は「月額2万円増額」の提言書を、町長へ提出する。

##### 2. 提言概要

令和5年4月の地方自治法が改正され、地方公共団体の議会は、「地方公共団体の重要な意思決定を議決する」機関であること、及びその権限の適切な行使に資するため、当該議会の議員は住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないものと明確化された。

地方分権の進展、住民ニーズの複雑化、多様化を受け、若い世代や女性など、多様な人材の議会参画を促すなど、議会の機能強化する事が求められているが、昨今の地方議会においては、議員のなり手不足が喫緊の課題となっており、本町においても今後、同様の課題が表面化する懸念があることや、議員報酬の額においては、賃金や物価等が上昇し続けている中において、26年もの間据え置かれたままとなっている状況を鑑み、令和5年6月には「舟形町議会改革特別委員会」を設置した。議員のなり手不足の解消のため、「若者世代との意見交換会」や「模擬議員による模擬議会」を開催し、若者世代や女性のご意見を伺い検討してきた。令和7年6月には、前特別委員会の目的である議員のなり手不足解消のテーマを引き継ぐ形で同特別委員会が再度設置され、町民からの意見やニーズ調査を参考に議論を重ねてきた。結果、なり手不足の原因の一つとして、議員報酬（水準）の低さが挙げられ、報酬がひく過ぎると、若手、女性、子育て世代、現役世代、専門職の人材などが参画しにくくなり、住民代表としての多様性が失われ、議会の機能の弱体化が懸念される。議会の質の低下は住民サービスに直結することから、議会の質を維持し、住民利益を守るためには議員報酬の適正化が必要不可欠であるという結論に至った。

### 3. 提言事項

#### (1) 議員定数について

提言：定数については、現状維持（10名）。

定数を削減した場合、「行政の監視機能」の低下や「地域の声」が反映されにくくなるなど、町民にとってデメリットとなる。また、定数を削減した場合、議員一人ひとりにかかる負担が増え、議員のなり手不足に拍車をかけてしまうことにつながる。

#### (2) 議員報酬の適正化について

現状：議員報酬は平成8年から29年間据え置かれたままとなっているが、その間、平成19年からは議員定数16名が10名となり、議員一人ひとりに係る責任や負担が増加している。また、管内の自治体においては、3万から4万円の報酬額の増額改定がなされている状況である。

課題：報酬が議員活動量に見合っておらず、経済的負担や仕事との両立の難しさ、さらには議会活動への町民の関心の低さなど、複数の要因が複雑に絡み合っており、町に貢献したいという意志を持っている人でも立候補をためらう状況とあり、特に女性の議員参画が特に困難である。また、賃金や物価等は上昇し続けている中において、議員の報酬は29年もの間、据え置かれたまま低水準となっている。

提言：議員報酬を月額2万円増額し、適正な水準とすること。

また、今後、必要に応じ検証体制を整備すること。

#### ①議員報酬（月額）見直し案について

区分	現行（月額）	改定案（月額）
議長	310,000円	330,000円
副議長	250,000円	270,000円
議員	230,000円	250,000円

#### ②見直しの時期について

若者世代や女性、専門職などの多様な人材の議会参画を促進するために、選挙に向けた準備期間の確保が必要である。次回の任期満了に伴う舟形町議会議員の選挙は令和9年4月の予定であり、その選挙に対応できるよう、遅くとも半年前までには条例等を整備し、広く公表したうえで、令和9年5月から適用することが適当と考える。また、ほかの特別職の報酬についても、昨今の経済状況等を踏まえ、速やかに見直しを実施することが望ましいと考える。

以上の提言について、町長への提出等、適切な対応をお願いします。